

資料：処理基準（処分）

■産業廃棄物処理の処理基準（埋立・海洋投入以外の処分、再生）（施行令第6条）

1 保管を行う場合の措置等

産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）5及び6の措置等を講ずること。

2 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限

処理施設の1日当たりの処理能力×14日分＝保管上限（基本数量）

(2) 保管上限数量の特例

- ① 船舶を用いて産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を超えるとき
船舶の積載量＋基本数量×1/2
- ② 処理施設の定期点検等（突発的な点検及び7日以下の定期点検を除く。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合
処理施設の1日当たりの処理能力×定期点検等の開始日から経過した日数＋基本数量×1/2
※ 定期点検等の終了日に保管していた数量が基本数量を超えていたときは、定期点検等の終了翌日から60日間に限り、当該現に保管していた数量を超えない数量とする。
- ③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合
処理施設の1日当たりの処理能力×28日分
- ④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生するために保管する場合
ア 木くず、コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×28日分
※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは49日分
イ アスファルト・コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×70日分
※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは91日分
- ⑤ 豪雪地帯指定区域内において、廃タイヤを冬季（11月～翌年3月）に保管する場合
処理施設の1日当たりの処理能力×60日分
- ⑥ 使用済自動車等を保管する場合
特別の基準を適用
- ⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合
処理施設の1日当たりの処理能力×35日分

3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

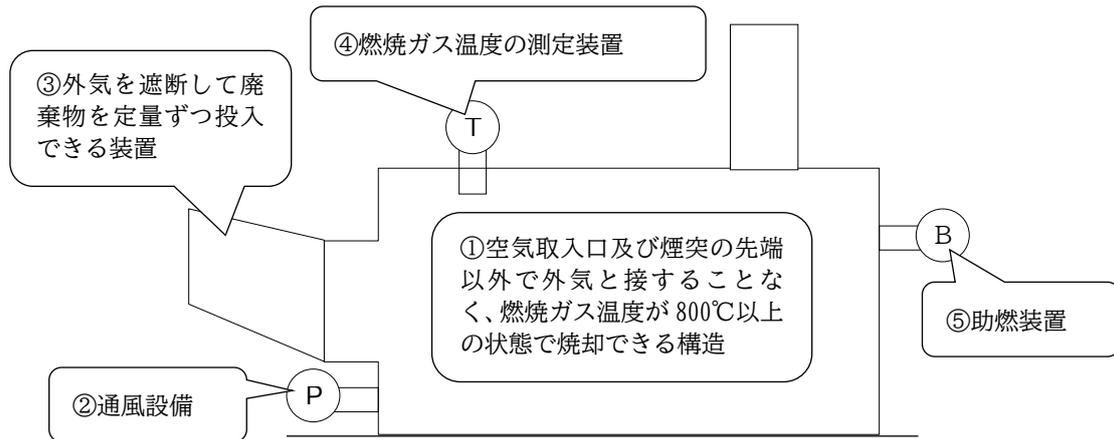
4 焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却設備の構造（施行規則第1条の7）

- ① 空気取入口及び煙突の先端以外で外気と接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行えること。
- ③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）

構造基準のイメージ



(2) 焼却の方法（平9厚告178）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

5 熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させないこと。
- ② 熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保てること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち、炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。
※ 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させると焼却に該当するが、再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 熱分解の方法（平17環告1）

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

■産業廃棄物処理の処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

1 地中空間の利用禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 熔融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。）

2 安定型産業廃棄物の埋立て

安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設

置その他の措置が講じられていない処分場)においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。

※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、分別して排出するか、選別して熱しゃく減量を5%以下とすること。(平10環境庁告34)

3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場(公共水域及び地下水と遮断された処分場)で行うこと。

- (1) 燃え殻又はばいじん(処理したものを含む。)であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサンが判定基準に適合しないもの
- (2) 汚泥(処理したものを含む。)であって、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB、セレン、シアン化合物が判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物を環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの

4 その他の産業廃棄物の埋立て

安定型産業廃棄物及び3で掲げた有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場(埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置(遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など)が講じられた処分場)で行うこと。

5 埋立方法等の基準

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物(熱しゃく減量15%以下に焼却したものを除く。)の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

6 周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置
処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示
入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の処分場である旨を表示すること。
また、有害な産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

■産業廃棄物処理の処理基準(海洋投入処分)(施行令第6条)

1 講ずべき措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 海洋投入処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

2 海洋投入処分できる産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物(国内において生じたものであって、環境省令で定める基準に適合するもの)に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができる。

(1) 次に掲げる汚泥

- ① 農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
- ② ボーサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
- ③ 建設工事に伴って生じた汚泥

- (2) 廃酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出されるものであって、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を 5.0～9.0 にしたもの）
 - (3) 動植物性残さ（摩砕したもの）
 - (4) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雑物を除去したもの）
- ※ (1)～(4)に該当する産業廃棄物であっても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

3 海洋投入方法等

2に掲げる産業廃棄物を海洋投入処分できる海域及び方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

■特別管理産業廃棄物処理基準（埋立・海洋投入以外の処分、再生）（施行令第6条の5）

1 保管を行う場合の措置等

特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）5及び6の措置等（保管を行う場合の基準、保管場所における措置）を講ずること。

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限
処理施設の1日当たりの処理能力×14日分＝保管上限

3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 焼却又は熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物処理基準（埋立・海洋投入以外の処分、再生）の4及び5の基準（焼却を行う場合の基準、熱分解を行う場合の基準）によること。

特別管理産業廃棄物の処分又は再生方法は次のとおり。（処分後は通常の産業廃棄物として処理できる。）

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸及び廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生（pH2.0より大きく、pH12.5より小さくできる方法）

(3) 感染性産業廃棄物

- ① 焼却設備で焼却
- ② 溶融設備で溶融
- ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
- ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒

(4) 廃PCB等

- ① 焼却設備で焼却
- ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
- ③ 無害化処理の認定を受けた方法により処理

(5) PCB汚染物

- ① 焼却設備で焼却
- ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
- ③ 洗浄設備で除去
- ④ 分離設備で除去
- ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理

- (6) PCB処理物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備で除去
 - ④ 分離設備で除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (7) 廃石綿等
 - ① 溶融設備で溶融
 - ② 無害化処理の認定を受けた方法により処理

■特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

1 地中空間の利用禁止

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。

2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て

次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場）で行うこと。

- (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
- (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又は1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの
- (5) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの
- (6) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの

3 その他の特別管理産業廃棄物の埋立て

2で掲げた有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など）が講じられた処分場）で行うこと。

4 埋立方法等の基準

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

5 周囲の囲い等

(1) 囲いの設置

処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。

(2) 表示

入口の見やすい箇所に、特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。

また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

※特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはけません。